

秋 田 市 教 育 委 員 会
平 成 2 6 年 3 月 定 例 会
(資 料)

【資料目次】

付議案件

議案第5号 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の
一部を改正する件

- | | | |
|---------|---|---|
| ・ 改正理由 | … | 1 |
| ・ 新旧対照表 | … | 2 |

議案第6号 秋田市社会教育委員の会議理規則の一部を改正する件

- | | | |
|---------|---|---|
| ・ 改正理由 | … | 6 |
| ・ 新旧対照表 | … | 7 |

議案第7号 秋田市指定文化財の指定に関する件

- | | | |
|--------------------------|---|----|
| ・ 秋田市指定文化財の指定について | … | 8 |
| ・ 「旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書」について | … | 9 |
| ・ 旧下淀川村武藤助左衛門家文書一覧 | … | 11 |
| ・ 旧武藤助左衛門家位置図 | … | 17 |
| ・ 旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書に関わる写真 | … | 18 |
| ・ 「秋田城跡出土非鉄製小札甲」について | … | 19 |
| ・ 秋田城跡出土非鉄製小札甲に関わる図面、写真 | … | 21 |

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正

第1 改正理由

御所野学院中学校および高等学校で編成する教育課程の基準を改めるため、改正しようとするものである。

第2 改正要旨

1 別表第1 関係

御所野学院中学校における各教科の年間標準時数を改めるもの

2 別表第2 関係

御所野学院高等学校における各教科の年間標準単位数等を改めるもの

3 附則関係

施行は、平成26年4月1日からとするもの

秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則新旧対照表

改 正 案					現 行				
第 1 条～第32条 （略） 別表第 1 （第 6 条関係） 中学校の各教科、道徳、特別活動および 総合的な学習の時間の年間標準時数					第 1 条～第32条 （略） 別表第 1 （第 6 条関係） 中学校の各教科、道徳、特別活動および 総合的な学習の時間の年間標準時数				
教科等		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	教科等		第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年
		年間時間数	年間時間数	年間時間数			年間時間数	年間時間数	年間時間数
教科	国語	140	140	105	教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140		社会	105	105	140
	数学	<u>140</u>	<u>105</u>	175		数学	<u>145</u>	<u>110</u>	175
	理科	105	140	140		理科	105	140	140
	音楽	45	35	35		音楽	45	35	35
	美術	45	35	35		美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105		保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35		技術・家庭	70	70	35
	外国語	175	175	<u>140</u>		外国語	175	175	<u>145</u>
道徳		35	35	35	道徳		35	35	35
特別活動		35	35	35	特別活動		35	35	35
表現		30	30	30	表現		30	30	30
総合的な学習の時間		<u>55</u>	<u>75</u>	<u>75</u>	総合的な学習の時間		<u>50</u>	<u>70</u>	<u>70</u>
年間総授業時数		1, 085	1, 085	1, 085	年間総授業時数		1, 085	1, 085	1, 085
備考					備考				
1 この表の授業時数の 1 単位時間は、50分とする。					1 この表の授業時数の 1 単位時間は、50分とする。				
2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学					2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学				

省告示第28号)で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

- 3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第2(第6条関係)

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準 単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4			2～3	
	現代文B	<u>4</u>		<u>2～3</u>		
	古典	4			<u>2～3</u>	
	古典B	<u>4</u>		<u>3</u>		
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		④	<u>③～④</u>	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		④	<u>③～④</u>	
	地理A	2			②	
	地理B	4		④	<u>③～④</u>	
公民	現代社会	2	2		<u>②</u>	
数学	数学Ⅰ	3	3			

省告示第28号)で定める学級活動(学校給食に係るものを除く。)に充てるものとする。

- 3 各学年においては、教科の授業時数から70を超えない範囲内の授業時数を減じ、文部科学大臣が定めるところにより中学校学習指導要領で定める選択教科の授業時数に充てることができる。ただし、各学年において、教科の授業時数から減ずる授業時数は、1教科当たり35を限度とする。

別表第2(第6条関係)

高等学校の各教科・科目および標準単位数

教科等		標準 単位数	1年	2年	3年	備考
国語	国語総合	4	5			
	現代文	4		<u>2～3</u>	2～3	
	古典	4		<u>2～3</u>	<u>3</u>	
	国語表現Ⅱ	2			②	
地理歴史	世界史A	2			②	
	世界史B	4		④	<u>③</u>	
	日本史A	2			②	
	日本史B	4		④	<u>③</u>	
	地理A	2			②	
	地理B	4		④	<u>③</u>	
公民	現代社会	2	2		<u>③</u>	
	倫理	<u>2</u>			<u>2</u>	
数学	数学Ⅰ	3	3			

	数学Ⅱ	4	1	4	③	
	数学Ⅲ	<u>5</u>			<u>⑤</u>	
	数学A	2	2			
	数学B	2		2	②	
理科						
	物理基礎	2		③		
	物理	<u>4</u>			<u>④</u>	
	化学基礎	2	<u>2</u>	<u>③</u>	<u>②</u>	
	化学	<u>4</u>			<u>④</u>	
	生物基礎	2		③		
	生物	<u>4</u>			<u>④</u>	
	地学基礎	<u>2</u>	<u>2</u>			
	学校設定科目（化学 演習）	<u>2</u>			<u>②</u>	
保健体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			<u>②</u>	
	美術Ⅰ	2	①	①		

	数学Ⅱ	4	1	4	③	
	数学Ⅲ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	数学A	2	2			
	数学B	2		2	②	
	数学C	<u>2</u>			<u>②</u>	
理科	科学と人間生活	<u>2</u>	<u>2</u>			
	物理Ⅰ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	物理基礎	2		③		
	物理Ⅱ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	化学Ⅰ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	化学基礎	2		<u>2</u>		
	化学Ⅱ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	生物Ⅰ	<u>3</u>			<u>③</u>	
	生物基礎	2		③		
	生物Ⅱ	<u>3</u>			<u>③</u>	
保健体育	体育	7～8	3	2	2	
	保健	2	1	1		
芸術	音楽Ⅰ	2	①	①		
	音楽Ⅱ	2			<u>③</u>	
	美術Ⅰ	2	①	①		

	美術Ⅱ	2			②	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語						
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	4			
	英語Ⅱ	4			③	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4		4		
	リーディング	4			4	
	ライティング	4			2	
	英語表現Ⅰ	2	2			
	英語表現Ⅱ	4		2～3		
家庭	家庭基礎	2	2			
	学校設定科目（一般家庭）	2			②	
情報						
	社会と情報	2	1			
	学校設定科目（情報処理探求）	3			③	
	学校設定教科（表現）		1	1		
	総合的な学習の時間（郷土学・自分探求）		1	1～2	3	
	ホームルーム活動		1	1	1	
	単位数総計		34	34	34	

備考 ○は選択科目とする。

	美術Ⅱ	2			③	
	書道Ⅰ	2	①	①		
外国語	オーラル・コミュニケーションⅠ	3	4			
	英語Ⅱ	4		4	③	
	リーディング	4			4	
	ライティング	4		2	2	
	英語表現Ⅰ	2	2			
家庭	家庭基礎	2	2			
情報	情報A	2			③	
	社会と情報	2	2			
	学校設定教科（表現）		①	①		
	総合的な学習の時間（郷土学）		①	①	2	
	ホームルーム活動		1	1	1	
	単位数総計		33	32	32	

備考 ○は選択科目とする。

秋田市社会教育委員の会議規則の一部改正

第1 改正理由

秋田市社会教育委員に関する条例の一部改正に伴い、規定を整備するため、改正するものである。

第2 改正要旨

1 第1条関係

規定を整備するもの

2 附則関係

施行は、平成26年4月1日からとするもの

秋田市社会委教育委員の会議規則新旧対照表

改 正 案	現 行
第 1 条 この規則は、秋田市社会教育委員に関する条例（<u>昭和34年秋田市条例第28号</u>）<u>第 5 条</u>の規定に基づき、秋田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関する必要な事項を定める。 以下 （略）	第 1 条 この規則は、秋田市社会教育委員に関する条例（<u>昭和34年条例第28号</u>）<u>第 4 条</u>の規定に基づき、秋田市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関する必要な事項を定める。 以下 （略）

秋田市指定文化財の指定について

次の物件について、指定候補として秋田市文化財保護審議会に諮問したところ、文化財として指定すべきであるとの答申があったため、秋田市指定文化財に指定しようとするものである。

1 指定しようとする物件

- (1) 旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書 168点
- (2) 秋田城跡出土非鉄製小札甲 一括

2 文化財保護審議会における審議の概要

平成25年7月から11月まで3回にわたって開催した秋田市文化財保護審議会において、指定候補物件の調査および審議を行った。その審議結果に基づき、平成26年2月19日開催の審議会に、平成25年度の文化財指定について諮問したところ、指定候補物件2件は、市内に所在する貴重な価値をもつ文化財であることから、秋田市指定文化財に指定すべきであるとの答申がなされたものである。2件の内容は以下のとおりである。

(1) 旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書

きゆうしもよどがわむらむとうすけざえもんけでんらいもんじょ
旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書は、旧下淀川村（現大仙市協和下淀川）で藩制初期から代々肝煎を務めていた武藤助左衛門家に伝来する慶長8年（1603）～明治42年（1909）の文書168点である。

秋田藩から村支配を命じられ肝煎を務めた家に伝来する300年以上に渡る期間の記録が残されているもので、中でも、秋田藩初代家老を務めた渋江内膳政光（1574～1614）直筆の文書が含まれるなど、史料が少ない江戸時代初期における佐竹氏入部直後の藩の政策・体制が分かる。また、渋江家知行地であった下淀川村の様子などを知ることができるとともに、地方知行が最後まで続いた秋田藩での重臣と知行地との関係を知ることができる貴重な史料である。

(2) 秋田城跡出土非鉄製小札甲

あきたじょうあとしゆつどひてつせいこざねよろい
秋田城跡出土非鉄製小札甲は、平成10年に秋田城内東大路南側の第72次発掘調査で検出されたS I 1547堅穴状工房跡の、埋土下層から床面に掛けて出土した。

小札は、表面には漆の塗布が認められ、小札を1枚ずつ漆塗りで仕上げた後、横方向の札板・横縫の形に綴り、さらに漆で固めた塗籠札の特徴があり、表面を仕上げる漆の色調に黒色と暗赤褐色の2種が認められる。なお、小札本体の素材は腐食等のために遺存しておらず、残滓の分析から鉄等の鉱物ではなく、有機質であることが確認されている。塗籠札を用いた非鉄製挂甲の存在を証する資料であり、現在知られている最古かつ唯一の実物資料であることから、わが国における甲の実態と発達を知る上で貴重な資料である。

「旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書」について

- 1 名 称 旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書
- 2 員 数 168点
- 3 種 別 有形文化財（古文書）
- 4 所在地 秋田市千秋公園1番4号 秋田市立佐竹史料館（寄託）
- 5 所有者 佐良土 惇
- 6 年 代 慶長8年（1603）～明治42年（1909）
- 7 説 明

旧下淀川村は、現在の大仙市協和下淀川に所在する。藩制期に秋田藩の家老や御相手番を務めた重臣^{（註1）}渋江家の知行村で、寛政3年（1791）には渋江氏知行分が村当高の62.5%を占めていたことが分かっている。

武藤助左衛門家はこの村で藩制初期から代々肝煎を務めており、弘化2年（1845）には同村の宮田山・台林山の山守に任命されている。また、同年には渋江家への長年の忠信に対して渋江和光（1791～1843）から紋入りの袴が与えられ、渋江氏知行分の年貢の取りまとめ役である組代を代々務めることを任命されている。

本文書は、この武藤助左衛門家に伝来する慶長8年（1603）から明治42年（1909）までの文書168点である。

江戸時代前期の文書には、渋江内膳政光（1574～1614）による慶長8年（1603）9月13日の内膳花押文書と同年10月6日の内膳黒印書状が含まれており、前者は秋田藩独特の貢租制度であった当高制が展開する以前の初期秋田藩の年貢率を定めたもの、後者は新領地で藩運営を円滑に進めていくための政策を示したものである。なお、同様の内膳黒印書状が慶長9年（1604）10月16日付けで角間川（旧大曲市）給人宛に出されたということが、『渋江和光日記』（平成24年3月1日市指定文化財指定）天保3年（1832）2月20日の条に記載されているが、下淀川村の文書はそれよりも古く、政光直筆の初見史料である。

このほか、秤量貨幣である極印銀と銭の使用の基準を定めたものや、初期秋田藩の新田開発の主体の制度であった「指紙開」^{さしがみびらき}の許可とその内容に関するもの、鷹のエサとして犬と鶏を納めることを命じたもの、下淀川村で伐採した木材を藩に納めることを命じたものなどがある。

これらの文書から、旧下淀川村の様子をとおして秋田藩の藩制初期の状況を知ることができる。

江戸時代後期の文書には、渋江和光が下淀川村や武藤助左衛門および城下川尻の町人佐藤与吉郎から融資を受けていたことを示すものがある。村から融資を受けていたことは、肝煎2名宛てや肝煎および惣長百姓中宛ての「証文」で、返済は年貢や小役銀との相殺であることから分かる。一方、助左衛門個人から融資を受けていたことは、助左衛門個人宛ての「証文」であることや、返済が年貢などの相殺ではないことから分かる。与吉郎からの融資は、和光の下淀川村知行高のうち、10石を与吉郎に分けることを約束した書状で、『渋江和光日記』文政6年9月15日の条にもこのことが記載されている。

秋田藩の重臣である渋江氏が、巨額の融資を知行村から受けていたことや、有力者から知行高を担保に融資を受け、返済できずに知行地を分割しなければならない状況であったことから、当時の武士の様相の一端を窺い知ることができる。

本文書は、秋田藩から村支配を命じられ肝煎を務めた家に伝来する300年以上に渡る期間の記録が残されている貴重な史料である。また、特に史料が少ない江戸時代初期における佐竹氏入部直後の藩の政策・体制や、秋田藩の重臣である渋江家知行地の下淀川村の様子を知ることができるとともに、地方知行が最後まで続いた秋田藩での重臣と知行地との関係を知ることができ、『渋江和光日記』を補填する内容の文書も確認されていることから、貴重な史料である。

註1

藩が家臣に俸禄として与えた土地。

参考文献

半田和彦 『秋田藩の武士社会』 2006. 10

旧下淀川村武藤助左衛門家文書一覧

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
1	慶長8年9月13日	1603	(年貢受取)	渋江内膳から淀川下之村肝煎門介、備後、若狭宛
2	慶長8年9月20日	1603	(書状・写)	材木役の事、内膳より淀川下之村宛
3	慶長8年10月6日	1603	覚	村支配及び給人非法の際訴えるように。内膳黒印 淀川村宛
4	寛永17年8月1日	1640	覚	極印銀と銭の使用の基準を定める。須田主膳正 梅津外記、佐藤源右衛門発行
5	寛永20年9月29日	1643	御指紙(写)	淀川周辺 佐藤源右衛門・須田主膳から杉山茂右衛門宛
6	明暦3年12月13日	1657	御鷹餌犬庭鳥高催促之覚	御蔵より渋江内膳領1806石168に対して、犬9匹、庭鳥23羽納入のこと
7	元禄6年6月2日	1693	(宇右衛門知行地の一部替地のこと)	梅津半右衛門、石塚孫太夫から渋江宇右衛門宛(同一内容3通入り)
8	宝永3年4月6日	1706	覚	佐手古の土手普請用木材の調達のこと
9	明和2年2月26日	1765	覚	下淀川村本田堰根留破損工事のため、木材提出命令 小野寺桂之助から林役人衆へ
10	寛政9年5月	1797	覚	下淀川本田堰破損普請につき木材提出のこと 諸橋文太夫から林取立役衆宛
11	文化4年7月	1807	覚	郷普請につき木材提出のこと 大越小助から林取立役衆宛
12	文化9年5月	1812	覚	関根普請につき木材提出のこと 6給人から肝煎宛
13	文政元年6月	1818	覚	普請用木材提出について 6給人から肝煎宛
14	文政7年9月	1824	覚	川魚、関普請のこと 大山助右衛門・茂又新太郎から肝煎宛
15	慶應4年4月	1868	郷夫証文之事	庄内追討のため村から出す郷夫への支度金について 郷夫万太郎から肝煎2名と惣百姓中宛
16	(慶應4年)9月10日	1868	覚	白米13俵とカゴ長持1棹求める。庄内二番隊(酒井玄蕃指揮)兵糧方から
17	慶應4年9月22日	1868	(書状)	郷夫及び馬壺疋徴発について
18	年不詳	-	(書状)	藤太殿病死を心配 敬之助から
19	(慶長8年・写)	1603	書状	渋江内膳黒印の掟的なものを肝煎が写したもの
20	(天和2年と推定)	1682か	覚	給人の村々への非分を訴える事を示した通達的なもの。文中に「郡奉行」とあることから、寛文11年～天和3年の範囲で 戌年は天和2年のみ ※初見資料
21	貞享元年3月	1684	條々	藩命令の條々 掟的なもの 他村にもあり
22の1	宝永2年11月	1705	下淀川村物成并諸役相定條々(下淀川村黒印御定書)	(写) 年貢体系わかる 同時期のもの他村にもあり
22の2	文政13年4月吉日	1830	御墨印之写	宝永2年黒印御定書の写し
23	元禄6年5月27日	1689	朱印絵図と裏書	八代、小田内検使、立林関係
24	宝永7年8月	1710	諸勧進合判	藩命令のもの 他村にもあり
25	寛永9年2月	1632	(手形か)	三日市太夫次郎発行 助左衛門宛
26	寛文13年8月10日	1673	(草飼場所許可の証明)	土淵村肝煎徳右衛門から助左衛門、老百姓長左衛門宛

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
27	享保18年12月7日	1733	(銀請取証文)	中村三右衛門、鎌田七兵衛、能登屋嘉兵衛から下淀川村肝煎宛
28	寛延元年8月23日	1748	仙北郡下淀川村御究奉願上候御高書抜帳	
29	寛延元年閏10月23日	1748	種貸米50俵拝借	持山担保で50俵拝借
30	明和5年2月9日	1768	座所証文之事	2番座売渡し、調銭1貫文と米5升 弥兵衛から助左衛門宛
31	明和8年7月3日	1771	乍恐以口上書奉願上候御事	肝煎役隠居の願い これまでの実績を書き上げている
32	同上	1771	同上	
33	宝暦12年2月25日	1762	(山境誓紙)	長百姓2人、小百姓11人から肝煎助左衛門、長百姓2人宛
34	安永7年2月4日	1710	一番座敷証文之事	長百姓3人から肝煎武藤助左衛門宛 No.30と同一分野のもの
35	安永7年2月4日	1710	三番座敷証文之事	長百姓3人から肝煎武藤助左衛門宛 座敷証文式枚入ル武藤助左衛門
36	延宝7年4月3日	1679	(極印銀請取証文)	戸祭三右衛門、今泉三右衛門から下淀川村肝煎殿
37	宝暦9年12月21日	1759	覚	全良寺転職銀につき無尽参加の件 家中3人年から下淀川村肝煎助左衛門殿
38	文政6年10月	1823	証拠	当高10石と小役銀を佐藤与吉郎に渡してほしい。鈴木・戸祭・戸祭から下淀川村肝煎殿※手前給人関係で貴重史料
39	文政9年12月22日	1826	覚	渋江家の借金 239貫文 利用1年半、収納銀穀で引落
40	文政11年12月	1828	証拠	渋江家の借金 215貫文
41	文政11年12月	1828	証拠	渋江家の借金 100貫文 鈴木・戸祭・戸祭から下淀川村肝煎専右衛門・助左右衛門宛
42	文政12年12月	1829	証拠	渋江家家中の戸祭藤左衛門から借りた分の支払 100貫文、3年年賦、月1分8 下淀川村の小役銀で支払うもの
43	文政13年12月	1830	証拠	渋江家の借金 34貫文 鈴木正左衛門から助左衛門惣百姓中
44	天保2年5月	1831	証拠	渋江家が家中の戸祭藤左衛門から借りた分の支払 当高8,414を同人に渡すこと 肝煎宛 家中2家老から
45	天保3年6月10日	1832	証文	渋江家の借金 100貫文 家中3家老から助左衛門宛
46	弘化2年8月	1845	覚	山守任命 家中隠明寺石井から村の御山守中宛
47	弘化2年8月	1845	(紋付上下、山守に任命)	隠明寺石井から助左右衛門宛
48	弘化4年1月29日	1847	覚	隠明寺波負から組代助左衛門宛 与助に1,800を与える
49	元治元年3月	1864	証文	渋江家の借金 金6両。恩川礼治、鈴木正左衛門から肝煎助治宛
50	年不詳1月29日	-	書状	下淀川からの年貢米輸送について 隠明寺から助左衛門宛
51	文政8年11月	1825	証文之事	給人桐沢助吉(128,244大番組)70貫文借金 当高19石の銀穀で引落す
52	天保9年3月22日	1838	証文之事	給人○木之進 10貫文、日2歩、銀穀で支払う、下淀川村専右衛門宛
53	天保13年9月24日	1842	証文之事	給人土肥藤右衛門(74,417大番組)150貫文借金 銀穀で支払う 肝煎2人宛
54	天保14年5月6日	1843	(借用証文)	給人土肥藤右衛門の借金について 宇佐美氏から肝煎助左衛門宛

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
55	天保14年5月	1843	証文之事	給人土肥藤右衛門の借金 通札70貫文 当秋銀穀で肝煎助左衛門宛
56	天保14年12月	1843	証文	給人土肥藤右衛門の借金 通札100貫文1歩半収納で返す 肝煎助左衛門宛
57	(天保14年)5月	1843	書状	給人土肥藤右衛門から肝煎助左衛門宛 当秋70貫文借金したい
58	元治元年6月	1864	借用証文之事	給人福地新六郎5両借金、月1歩半、担保7石渡す。肝煎助左衛門宛
59	慶応3年1月23日	1867	証文之事	給人福地瀧之丞10両借金、月3歩の利、今年の収納で返済。肝煎助治、真左衛門、兵左衛門宛
60	慶応3年3月15日	1867	証文之事	給人福地瀧之丞20両借金、月3歩の利、肝煎助治宛
61	(不詳)	-	書状	給人土肥藤右衛門の借金の件 肝煎助左衛門宛
62	年不詳丑5月15日	-	覚	福地氏から両肝煎宛 米15俵請取のこと
63	(不詳)	-	(借用証文)	給人堀岡氏から肝煎宛 8貫698文借金のこと
64	文政7年	1824	番水帳	武藤助左衛門関係の用水分配記録(少量である)
65	文政10年10月7日	1827	誤証文之事	売渡証文の対象畑地のミスについて 喜蔵から両肝煎 惣長百姓衆中
66	文政12年2月	1829	借用証文之事	戸島村で岩城舟守正兵衛
67	(天保2年)7月11日	1831	申渡覚	鍛冶新床の許可
68	天保2年7月11日	1831	乍恐以口上書・以奉願上候事	当村に鍛冶を許可してほしい 肝煎助左衛門から茂右衛門殿宛
69	嘉永2年3月	1849	親郷請払帳	表紙のみ
70	不詳	-	(書状)	書状の下書3枚
71	不詳	-	覚	金1両御高割上納銀につき
72	不詳	-	覚	下淀川の者に剪取を認める。枚80枚等 宇右衛門から権兵衛宛
73	不詳	-	(書状)	小役銀の納入について
74	不詳	-	御金印	「御金印」とある包紙の中に朱印のある腕章1枚在中
75	(寛政6年)2月	1794	(書状)	絵図について、永井久兵衛から 村仮肝煎吉左衛門、兵左衛門宛
76	不詳	-	(書状)	下淀川村山絵図の件について
77	不詳	-	(絵図)	下淀川村を中心に周辺の山と川を描く。
78	不詳	-	(借用証文・写)	8貫628文 借主、塩〇町〇伊兵衛殿之内
79	寛文11年12月9日	1671	開(戒)名日記覚帳	猿田村住人武藤助左衛門 戒名のみ
80	寛文13年	1673	武藤助左衛門尉系図	
81	寛文12年	1672	(系図下書)	
82	寛文12年	1672	(系図下書)	
83	安永2年10月20日	1773	(先祖書上書 控)	政光書状(慶長8年のもの)の写しを示しながら助左衛門家、八幡社の由緒書 代官武藤久左衛門宛

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
84	安永2年10月20日	1773	(先祖書上書 控)	政光書状(慶長8年のもの)の写しを示しながら助左衛門家、八幡社の由緒書 代官武藤久左衛門宛
85	安永2年10月20日	1773	(先祖書上書 控)	政光書状(慶長8年のもの)の写しを示しながら助左衛門家、八幡社の由緒書 代官武藤久左衛門宛
86	安永2年10月20日	1773	(由緒書 断片か)	
87	(明和8年)7月	1771	○意口上之覚	助左衛門家の肝煎役に関するもの
88の1	寛政4年10月14日	1792	覚(肝煎役退役願等)	代官森田仁右衛門から助左衛門宛 助左衛門家の願書(88の1 88の2 2枚綴り)
88の2	天明6年10月14日	1786		
89	寛政4年9月	1792	上	肝煎役退役の願い、助左衛門から森田仁右衛門宛
90	享保6年4月30日	1721	(借用証文)	下淀川村太郎兵衛から彦兵衛に 0.400 代 山林
91	享保7年2月30日	1722	(永代売証文)	金之丞から小治右衛門に 3斗入4俵 代 山林
92	宝暦12年12月16日	1762	(借用証文)	弥兵衛から助左衛門に 3斗入20俵 代 山林
93	明和元年12月13日	1764	田地証文之事	弥兵衛から助左衛門に 3斗入50俵 代 9.032の田地
94	明和元年12月17日	1764	証文之覚事	紋兵衛から助左衛門、長谷川勘兵衛に 3貫500文 代 釜木で
95	明和元年12月24日	1764	苗代売渡証文	弥兵衛から助左衛門に 2俵 代 苗代28歩
96	明和2年12月10日	1765	(永代売渡証文の付属書状)	
97	明和2年12月10日	1765	証文之事	弥兵衛から助左衛門に 3斗入15俵で 代 1.307の田地渡す
98	明和3年3月6日	1766	(山売渡証文)	弥兵衛から久保田川口長谷川勘兵衛に4貫500文で山を渡す
99	明和3年4月3日	1766	(借用証文)	平右衛門から助左衛門に 寺銭486文 利3歩
100	明和3年5月27日	1766	家屋敷証文之事	市之丞から弥右衛門に 3斗入1俵 代 屋敷と0.168の畑渡す
101	明和3年8月19日	1766	田地売証文之事	弥兵衛から助左衛門に 3斗入15俵 1貫700文 代0.800の田地で
102	明和3年8月19日	1766	(売渡証文)	弥兵衛から助左衛門に 20俵で 代 0.9938の田地で
103	明和3年12月20日	1766	堂壺社山共・売渡証文之事	弥兵衛から助左衛門に 1貫500文で 代 山と堂社で
104	明和4年1月11日	1767	(山売証文)	弥兵衛から助左衛門、長百姓源右衛門に 2貫150文 代 持山で
105	明和4年1月11日	1767	(山売証文)	弥兵衛から助左衛門、長百姓源右衛門に 2貫150文 代 持山で
106	明和4年4月11日	1767	田地売渡・証文之事	弥兵衛から助左衛門に 22俵 代 4.432の田地
107	安永8年12月26日	1779	永代売渡証文之事	助左衛門から助右衛門に 40貫文 代 3.902の田地
108	天明2年7月6日	1782	覚	利助から助左衛門に 3斗入2俵 この秋に返す
109	天明3年4月25日	1783	田地証文之事	大田村利助から助右衛門に 4俵 代 1.035の田地
110	天明4年4月15日	1784	借用証文之事	赤川利助から助左衛門に 5貫文 2歩半の利 代200刈の田地
111	天明5年1月13日	1785	証文之事	喜助から武藤助左衛門に 0.060で調銭1貫600文

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
112	天明6年2月8日	1786	山証文之事	小次右衛門から武藤助左衛門に しげなへ平の山を12貫510文で売る
113	天明6年2月13日	1786	借用証文之事	多郎八から助左衛門に 5貫430文 月3歩の利 2.500を渡す
114	天明6年3月26日	1786	証文之事	惣兵衛から武藤助左衛門に 12貫文と2俵5斗と米1斗屋敷き0.135を渡す
115	天明6年5月21日	1786	永代相渡証文之事	弥助から助左衛門に 1貫文のかわり 畑0.0413渡す(同一内容のもの2通入り)
116	天明6年5月29日	1786	借用証文之事	(大田村) 専助から助左衛門に 1貫100文のかわり50刈渡す
117	天明8年11月23日	1788	田地証文之事	小次右衛門から助左衛門に 15貫文のかわり0.149渡す
118	天明6年12月4日	1786	証文之事	六兵衛から武藤助左衛門に 1貫文月3歩 屋敷相渡す
119	天明8年11月29日	1788	借用証文之事	小次右衛門から助左衛門に 5貫文 月3歩 持高の内勝手に相渡す
120	寛政元年6月6日	1789	書付証文之事	嘉兵衛から肝煎に 関の畔の苅載取今後決してしない誓い
121	寛政元年11月27日	1789	銭預り証文之事	大学院から 助左衛門と嘉兵衛に 24貫490文 月3歩の利担保3.176
122	寛政元年12月13日	1789	証文之事	助左衛門、(売主)利助から助右衛門、弥平治に 51貫940文のかわり2.300渡す
123	寛政4年7月13日	1792	証文之事	喜蔵から嘉兵衛に 3貫文 月3歩の利 担保 山谷畑を渡す
124	寛政12年7月3日	1800	証文之事	作十郎から助左衛門に 9貫500文 代わりに屋敷0.080を渡す
125	享和元年5月8日	1801	(家屋敷手形)	当村喜三郎の家屋敷の件
126	文化5年3月	1808	(挨拶文)覚書	馬場村武藤申四郎 表 八幡神社祭礼関係 裏 給人へのあいさつのひな型か
127	文化5年11月	1808	田地年季証文之事	助左衛門と助蔵から進藤彦三郎に 50貫文、10年年賦毎年10俵返す 担保1.677の500刈
128	文政6年12月	1809	永代地証文之事	惣太郎から助吉に 7貫500文 代わりに0.056の地を渡す
129	文政7年5月	1810	借用証文之事	万助から伝吉に 10貫文 月1歩半の利
130	文政7年11月	1810	証文之事	笈川彦兵衛から伝吉に 10貫400文 月2歩の利 次年3月20日までに返す
131	文政8年12月	1811	書入証文之事	源右衛門から伝吉に 20貫400文 月1歩半の利 担保堤ヶ沢山中長根を渡す
132	文政10年3月18日	1827	一札之事	喜右衛門から専右衛門、伝吉に 0.248を孫に渡すことについて
133	文政11年12月24日	1828	書入証文之事	源右衛門から兵左衛門に 3貫500文 月1歩半の利 家の後ろの畑を渡す
134	文政13年7月	1830	証文之事	平十郎から治助に9貫950文 利月2歩 山を担保 11月20日に元利返す
135	天保3年3月22日	1832	書入証文之事	源右衛門から助八郎に 5両月2歩の利 担保1.631の田来・巳の11月20日に返す
136	天保4年12月30日	1833	書入証文之事	平十郎から兵三郎に 6貫586文 月2歩の利 家屋敷を渡す
137	天保5年1月14日	1834	書入証文之事	長作から助八郎に 4貫文 代わりに持山渡す
138	天保6年3月24日	1835	永代証文之事	平十郎から助八郎に 30貫文と342文 代わりに100刈渡す
139	天保9年1月25日	1838	永代証文之事	長七から助八郎に 150貫500文 代わりに1.125の田地渡す

No.	年 号	西 暦	文 書 名	宛 名 ・ 内 容 等
140	天保9年2月7日	1838	永代証文之事	長作から助八郎に 300貫文 代わり0.335(400刈)を渡す
141	天保14年8月	1843	覚	助左衛門から牛嶋村長之助に 土肥藤右衛門15貫文借用について村で請負う
142	天保15年4月1日	1844	証文之事	土肥藤右衛門から助左衛門に 70貫文 月2歩の利 秋の米穀で引落す
143	嘉永7年7月7日	1854	書入証文之事	平七郎から拾太郎に 21貫760文 月2歩の利 屋敷を担保
144	文久元年5月	1861	証文之事	八右衛門から助左衛門に 684貫810文 月2歩の利 担保 500刈の田地を渡す
145	元治元年11月15日	1864	書入証文之事	助八郎から助左衛門に 通札1,000貫文 月2歩の利 担保300刈を渡す
146	元治元年11月	1864	証文一札之事	助太郎から周治に 10貫文 月2歩の利 担保200刈の土地
147	明治4年1月	1871	証文之事	助之丞から助左衛門に 5両 月2歩半の利 玄米5俵 130刈の地渡す
148	明治4年3月	1871	上 下淀川村 (乍恐書付を以奉申上候御事)	馬場村鎮守、熊野神社の神位拝領願い。村肝煎、長百姓 4人から神祇局に
149	明治6年1月	1873	証文之事	100両 月2歩半の利 郷中需用につき村の代表8人から (別紙1枚入り)
150	明治7年11月	1874	相談済書之事(写)	平鹿郡亀田村田中重助、佐々木与吉から醍醐村宮沢七之助 下淀川佐藤永吉 鉾山開発に融資の願い
151	明治7年12月	1874	願書(2枚)	下淀川の佐藤永吉から権令国司仙吉に 鉾山開発について
152	明治8年5月29日	1875	添証文之事	醍醐村宮沢長之助から助左衛門に 亀田村銅山添証文
153	明治11年6月	1878	(博覧会出品番号票か)	第236号内国通通会社秋田分社
154	明治36年8月3日	1903	地所書入金借用証	斉藤猿四郎から進藤作右衛門に 2円 代わりに畑1反2畝23歩渡す
155	(明治42年)9月20日	1909	書簡 原稿控	武藤卯一郎から武藤正治に 伐採木のことについて
156		-	地券類8枚	
157	安永8年5月3日	1779	虎之巻 日取ノ秘法	(包紙あり)
158	(文化3年印刷)	1806	南無大悲観世音経	版木印刷文 羽州秘府 大森昌房謹印施…
159	明治14年12月14日	1881	感謝状	秋田県から刈和野分署新築費用として20円寄付につき 武藤助左衛門宛
160	明治19年2月12日	1886	仙台鎮台 補充員命令	武藤繁蔵宛
161	不詳	-	虎之巻 日取ノ秘法	一枚ものの中に牛王誓詞の断片1枚含まれている
162	不詳	-	神 誠	神官教会の印刷文
163	不詳	-	淀川農業補習学校	筆記帳 武藤卯一郎、斉藤忠二先生教授とあり
164	不詳	-	祈祷札	五ヶ所に種子朱印あり 南無頂上仏面除疫病 南無最上 仏面願満足 牛王宝印
165	不詳	-	手紙控	熊野神社境内の測量について
166	不詳	-	牛王宝印	1枚
167	不詳	-	和歌を写したものか	
168	宝暦7年2月14日	1757	(田地売渡証文)	権助・勝右衛門から助左右衛門宛



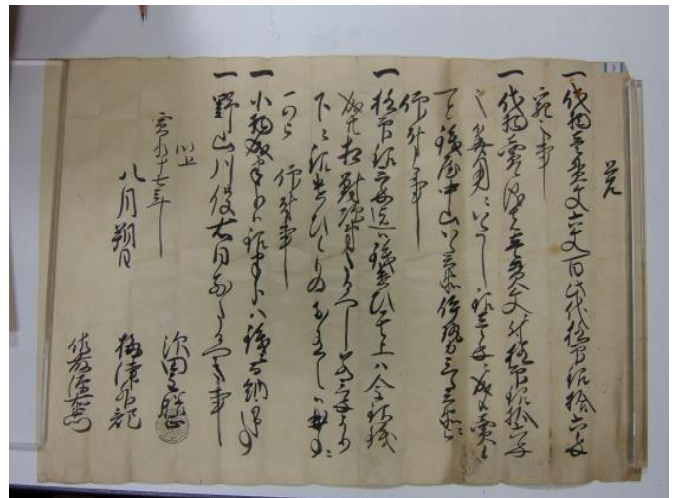
旧武藤助左衛門家位置図



No. 1



No. 3



No. 4

旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書

「秋田城跡出土非鉄製小札甲」について

- 1 名 称 秋田城跡出土非鉄製小札甲
- 2 員 数 一括
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 秋田市寺内焼山 9 番 6 号 秋田城跡調査事務所
- 5 所有者 秋田市
- 6 年 代 9 世紀前半
- 7 説 明

秋田城跡出土非鉄製小札甲は、平成 10 年に秋田城内東大路南側の第 7 2 次発掘調査で検出された S I 1 5 4 7 竪穴状工房跡の、埋土下層から床面にかけて出土した。竪穴状工房は 9 世紀第 2 四半期に廃絶されたと考えられることから、小札甲の製作年代は 9 世紀前半と推定される。

出土時の状況は、竪穴状工房内の東西約 2.5 m、南北約 2.0 m の範囲から、小札 1 枚 1 枚を横方向に重ねながら綴じられて、甲状の札板・横縫の板となったものが折り重なるように検出された。本来は緘紐で縦方向に緘されて挂甲（小札甲）を構成していたと考えられるが、緘紐などの有機物が検出されないこと、また、各段に上下のまとまりがないことなどから、廃棄時には緘しが解けていたと考えられる。

小札は、重複して確認できないものや、腐食や後世の攪乱で失われたものもあると考えられるが、740 枚以上が確認されている。表面には漆の塗布が認められ、小札を 1 枚ずつ漆塗りで仕上げた後、横方向の札板・横縫の形に綴り、さらに漆で固めた塗籠札の特徴があり、表面を仕上げる漆の色調に黒色と暗赤褐色の 2 種が認められる。なお、小札本体の素材は腐食等のために遺存しておらず、残滓の分析から鉄等の鉱物ではなく、有機質であることが確認されている。

小札の形態は長方形を呈し、札幅と長さから大きく I ～IV 類の 4 類に分類される。また、緘孔・綴孔・下搦孔の位置関係から A ～D の 4 類に分類され、腰札や胴部を構成すると考えられるものが多数を占めるが、腰札と連結する胴部横部分の脇楯に該当すると考えられるものが認められることから、両当式の挂甲であると推定される。さらに、10 世紀前葉に記された『延喜式』兵庫寮には「甲一領。札八百枚。…」と記載されていることから、本品の小札は甲 1 領分以上あると考えられる。

なお、出土した小札甲は八つのブロックに分割して取り上げ、ポリエチレングリコール含浸による保存処理を施し、劣化の防止を図っている。

奈良・平安時代に用いられた甲は、汎用品である綿甲^{めんよろい}のほかに、革製・鉄製の短甲^{たんこう}・挂甲が文献等で知られ、それぞれ古墳時代から存在していたと考えられる。特に挂甲の形態は、律令国家成立後に大きく発達し、高い機動性が得られることが特徴である。中でも、本品のように脇楯を有する両当式挂甲は騎射に適しており、平安時代中期頃に発生した大鎧へとその特徴が受け継がれている。

また、素材の面では、『続日本紀』延暦9年（790）閏3月4日条に、蝦夷討伐のために諸国へ革製の甲冑2千領を製作するよう命じた勅令が記載されていることから、蝦夷との緊張関係にあった奈良時代末期から平安時代初頭においては、鉄製の甲よりも軽く、製作・管理がしやすい、より実用的な革製の甲が多く用いられたことを窺い知ることができる。9世紀前半に製作された本品の小札に、有機質素材を用いていることは、このこととの関連が考えられる。また、漆で塗籠められた札板や横縫は、大鎧へと受け継がれる技法の存在を示すものである。

なお、『続日本紀』宝龜11年（780）条には甲冑を革製に統一する勅令が見られ、『三代実録』では元慶2年（878）に秋田城で起こった蝦夷の蜂起^{ほうき}に際して「革短甲」347領が焼失や略奪で失われたことが見られるなど、革製甲に関する記述が文献に認められるものの、平安時代前期以前に製作された革製甲や、その可能性のある小札等の伝世品や出土資料などは、全国でも本品以外には確認されていない。

このように、秋田城跡出土非鉄製小札甲は、革製挂甲の最盛期における塗籠札を用いた非鉄製挂甲の存在を証する資料であり、現在知られている最古かつ唯一の実物資料であることから、わが国における甲の実態と発達を知る上で貴重な資料である。

参考文献

笹間良彦『日本甲冑大観』1987.7

笹間良彦『図解日本甲冑事典』1988.10

笹間良彦『日本甲冑大図鑑』2007.7

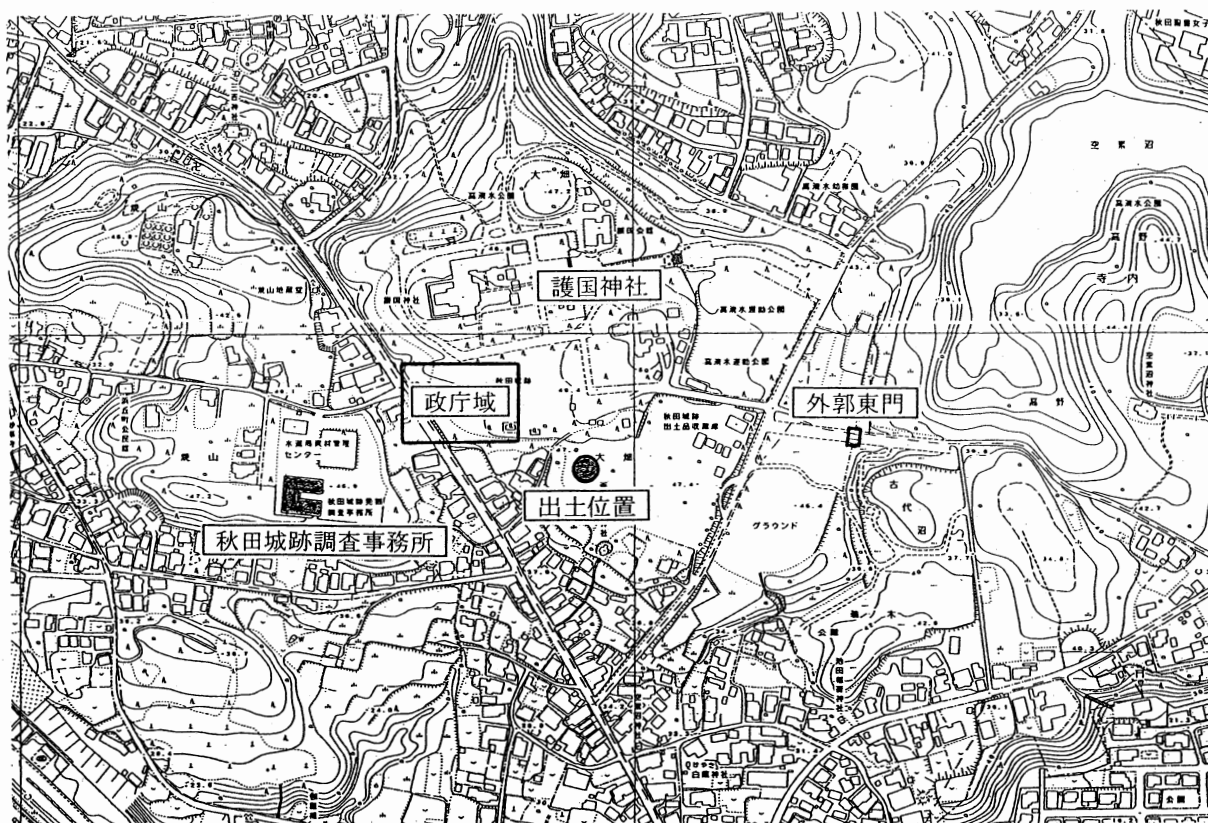
山岸素夫・宮崎眞澄『日本甲冑の基礎知識』1990.8

津野仁「古代小札甲の特徴」『兵の時代－古代末期の東国社会－』1998.10

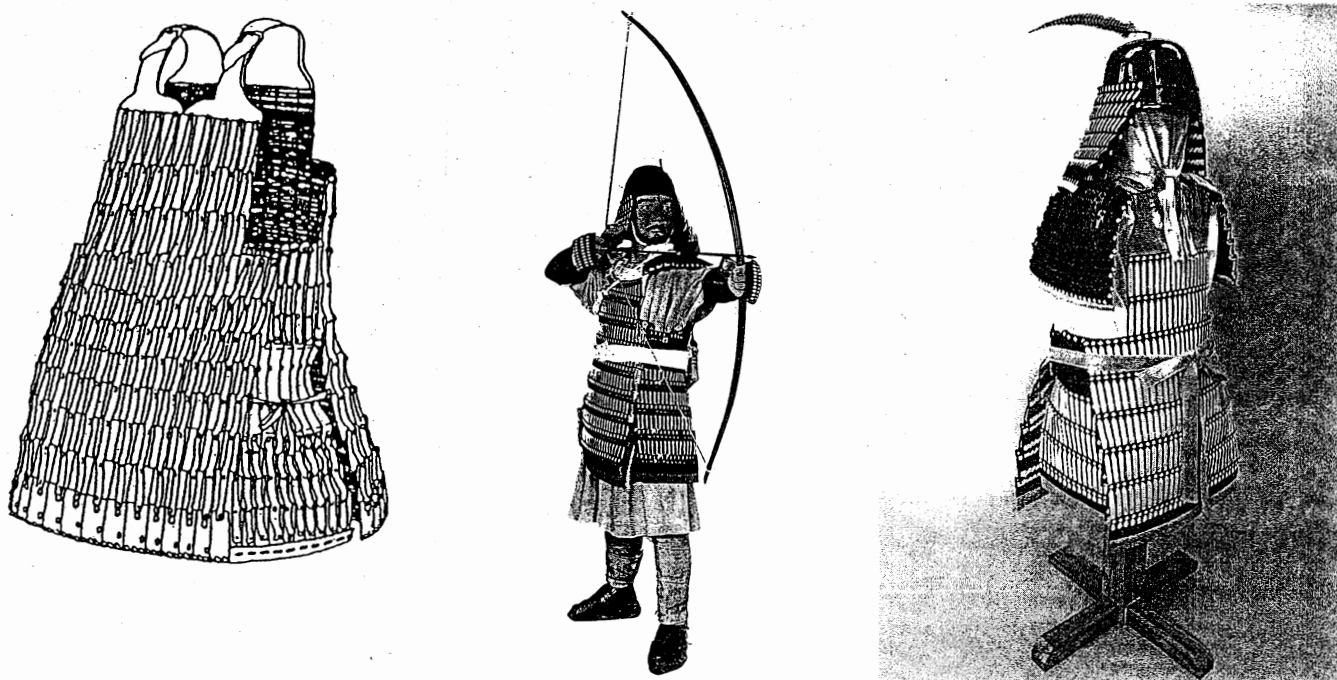
近藤好和「大鎧の成立－有職故実の見地から－」『兵の時代－古代末期の東国社会－』1998.10

三浦一郎『日本甲冑図鑑』2010.8

秋田市教育委員会『秋田城跡（平成十年度秋田城跡調査概報）』1994.3



第1図 史跡秋田城跡 小札甲出土位置図



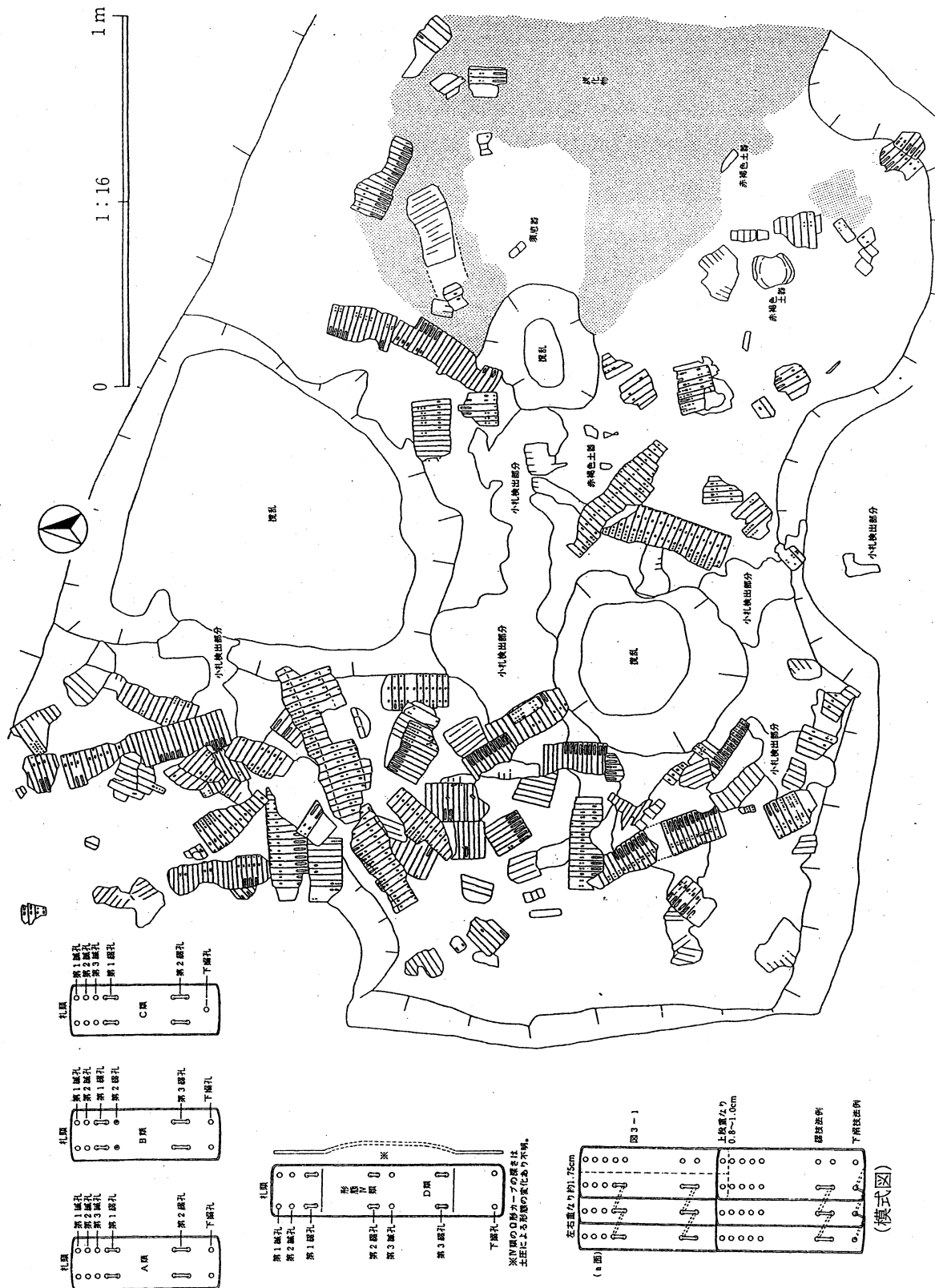
第2図 挂甲推定復元図

左：同型の鉄製挂甲推定復元図（末永雅雄『日本上代の甲冑』から転載）

中：福島県文化財センターまほろん蔵（新潟県立博物館『越後佐渡の古代ロマン』から転載）

右：矢巾町歴史民俗資料館蔵（矢巾町歴史民俗資料館『蘇る木鉢・裃襦式革挂甲』から転載）

第3図 第72次調査小札甲実測図・模式図





秋田城跡出土非鉄製小札甲